

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける
不適正な経理処理事案に係る調査報告書
(最終報告)

平成27年12月

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

【 目 次 】

はじめに

I 調査結果	・・・・・・・・・・	2
II 要因分析	・・・・・・・・・・	4
III 今後の対応	・・・・・・・・・・	5

(参考) 調査委員会の構成及び開催状況

はじめに

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（平成27年4月1日より国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）が平成26年3月28日に公表した不適正な経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）を受けて、独立行政法人国際農林水産業研究センター（平成27年4月1日より国立研究開発法人国際農林水産業研究センター。以下「JIRCAS」という。）においてもDNA合成製品等の契約に際して適正な経理処理がなされているかどうかについて調査を行うこととした。

その後、調査の過程で、預け金等の不適正な経理処理が行われていたとの疑いが生じたことから、平成26年8月21日付けで「独立行政法人国際農林水産業研究センター研究費の運営・管理要領」に基づき、外部調査委員（弁護士1名、公認会計士2名）で構成する調査委員会を立ち上げ、全容解明に向けて調査を実施し、結果について平成26年12月19日に中間報告として報告した。

中間報告以降、会計検査院による実地検査により不適正な経理処理と指摘された事案を含め、引き続き全容解明に向け調査を継続してきたところであるが、調査が終了したことから、最終報告として報告する。

I 調査結果

平成26年12月の中間報告以降において、引き続きJIRCASの会計関係書類の確認が可能な平成21年度から平成25年度について、JIRCASの契約データと取引業者の証憑との突合並びに研究職員、経理担当職員等及び取引業者への聞き取り調査を実施した。

その結果、不適正な経理処理として確認された事実の全容は以下のとおりとなった。

(単位：円、人)

態様	平成26年12月 中間報告	平成26年12月中間報告 以降に判明した不適正な 経理処理額の増減		平成27年12月 最終報告 不適正な経理処理	うち不正使用	
		増	減		金額	関与人数
クレジット方式	6,507,624	2,310	37,800	6,472,134		
預け金	312,653	0	195,263	117,390	117,390	1
一括払	1,942,499	195,263	0	2,137,762	2,137,762	1
翌年度納入		1,151,377	—	1,151,377		
前年度納入		111,509	—	111,509		
先払い		879,417	—	879,417		
契約前納入		10,741,530	—	10,741,530		
計	8,762,776	13,081,406	233,063	21,611,119	2,255,152	延人数 2 実人数 1

調査の結果として、JIRCASの会計規程等に違反する「不適正な経理処理」に該当すると認められる契約が、21,611,119円あった。

このうち、農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の定義(※)による不正使用に該当する契約は、2,255,152円であり、関与した職員は1名であったことが確認された。

※ 不正使用：故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の内容やこれに付した条件に違反した使用。

また、JIRCASが取引業者に振り込んだ契約代金は、研究用物品等の購入として費消されており、当該物品等について研究用以外での使用の事実はなかったことが確認された。

態様別の内訳については、以下のとおりである。

- (1) プリペイド方式 6,472,134 円
 これらの契約については、不正使用には該当しないと判断された。なお、中間報告時から、新たにプリペイド方式として認定された取引が、2,310 円、プリペイド方式から通常取引と再整理された取引が、37,800 円あった。
- (2) 預け金 117,390 円
 上記金額は全て不正使用に該当すると認められた（関与職員 1 名）。なお、中間報告時に「預け金」として計上されていたが、「一括払」に再整理された取引が、195,263 円あった。
- (3) 一括払 2,137,762 円
 上記金額は全て不正使用に該当すると認められた（関与職員 1 名）。
- (4) その他
 上記のほか、新たに以下の不適正な経理処理が認められたが、いずれも不正使用には該当しないと判断された。
- | | |
|---------|--------------|
| ア 翌年度納入 | 1,151,377 円 |
| イ 前年度納入 | 111,509 円 |
| ウ 先払い | 879,417 円 |
| エ 契約前納入 | 10,741,530 円 |

プリペイド方式：DNA 合成製品の購入に当たり、研究員名等を製造メーカーに登録して DNA 合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座に DNA 合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究員が研究等の進捗に応じて必要な DNA 合成製品を製造メーカーに連絡すると DNA 合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式

預け金：研究員が、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより法人に代金を支払わせ、当該代金を同代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていた事態

一括払：研究員が、契約依頼票の提出等の正規の会計経理を行わないまま、随時、販売代理店に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる研究用物品の納品書等を提出させて、これらの研究用物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより、法人に代金を一括して支払わせるなどしていた事態

翌年度納入：研究用物品が翌年度に納入されていたのに、研究員又は納品検査を行う職

員（以下「検査職員」という。）が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

先払い：研究用物品は年度内に納入されていたが、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、実際に研究用物品が納入されるよりも先に法人に代金を支払わせるなどしていた事態

前年度納入：研究用物品が前年度に納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

契約前納入：研究用物品は年度内に納入されていたが、契約手続が行われぬまま納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が契約締結後に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

II 要因分析

研究職員、経理担当職員等への聞き取り調査等から、検収体制等の内部統制の運用の不備、研究職員の公的研究費の使用に対する正しい認識の欠如、研究職員、調達担当職員及び検収担当職員の間での情報の伝達と共有の不足などが今回の事態を招いた要因として考えられる。

(1) 調達担当職員

研究業務の性質上、研究職員は迅速な研究用物品等の調達を望む傾向があり、研究の停滞をまねかないことを優先するあまり、契約依頼票の提出前であっても研究職員に発注行為を許可したり、自らが発注を行ったりし、その後に契約決議書の起票を行っていた。プリペイド方式の取引であるDNA合成製品の購入について、「DNA合成キット」などの商品名のみをもって通常取引による試薬の購入と混同していた。

(2) 検収担当職員

納入物品等の検収は、契約伝票と突合した現物確認や取引業者から提出された納品書等の関係書類の確認を確実に実施すべきところ、DNA合成製品等や修理等の役務契約の一部については取引業者からの納品書を確認することで検収を終了とすることが常態化していた。DNA合成製品等は冷凍保存の状態メーカーから直接研究職員に送付されており、検収担当職員が包装を解いて直接目視により確認することは出来ないものであるとの誤った認識があった。

預け金等の場合、取引業者が、一旦、検収担当部門の検収を受けた研究用物品等を持ち帰り、研究職員の指示する別の研究用物品等を直接研究職員に納入するなどの行為を行っていることから、検収体制そのものが不備であった。

翌年度納入、前年度納入については、委託費等が単年度契約であり、委託事業期間内に支払まで終わらせなければならないとの認識があったにもかかわらず、検収業務を行った際に翌年度納入や前年度納入に気がつかなかった。

(3) 研究職員

取引業者の営業担当者と研究職員とが日常的に接触する中で、研究上の便宜を図ることが優先され、契約・検収部門を通さない直接取引が行われることとなった。プリペイド方式の取引のように、電子メールやウェブ(ネット)によるこれまでにない簡易な接触手段や発注方法が普及し、契約権限のない者(研究職員等)が直接メーカーに依頼したり、研究職員が研究室に配送・納入された物品を受領したりすることとなった。物品等の調達や検収等の契約手続きに関する研究職員の理解不足があり、国民の税金を原資とする公的研究費については、用途のみならず執行方法についても適切性・透明性を確保することが必要であるという認識の欠如が、結果として不適正な経理処理につながった。

契約とは異なる物品等を納入させた事例については、会計のルールを軽視したものであり、基本的な規範意識が欠如していた。

(4) 会計システム

本来、会計システムのID、パスワードは、物品の発注を行う者が責任をもって管理すべきものであるが、安易に他者にその内容を伝え、購入依頼の業務を行わせていた。結果として、予算を管理する者が知らないところでプリペイド方式による取引、預け金をプールするなどの行為が行われる結果となった。

Ⅲ 今後の対応

平成26年12月の中間報告以降、再発防止策として、取引業者と研究職員の直接取引の禁止の徹底、検収の徹底、契約・検収部門の体制強化、職員の意識の改革に向けた研修の実施、内部監査機能の強化に取り組んできたところであるが、その後の調査結果等を踏まえ、追加で以下のとおり取り組むこととする。

(1) 内部統制の徹底

購買会計に関する内部統制においては、一般的に、発注依頼、発注契約、納品検収、会計計上、支払い等に職務が明確に分割され、業務フローは非可逆的であることが求められる。各職務の承認も基本的に独立しているべきである。また、購入する製品サービスの品質や技術的仕様について高度な判断が必要な場合には、専門性を有する部署・人材の審査により、その発注の妥当性を担保することが求められる。

以上の点を踏まえ、今後、購買会計に関する内部統制の整備と運用の徹底に努める。

(2) 検収の徹底

物品購入における一連の手続きの中での検収の重要性を改めて認識し、検収行為に必要な情報の事前準備等を行うことにより、目視による確実な検収に努める。

(3) 会計システムの ID、パスワードの厳重な管理

会計システムの ID、パスワードについては、他人に使わせてはいけないことを周知徹底する。特に、ID、パスワードを持たない職員が、他人の ID、パスワードを使って発注することがないように指導する。また、パスワードの定期的な変更、ID、パスワードの使い回しの防止を徹底する。

(4) 翌年度納入・前年度納入への対応

委託費にかかる会計処理に際しては、実際に納品された日を納品日として処理し、当初、年度内に納品される見込みで契約したものの、その後のやむを得ない事情により、翌年度の納品になることが明らかになった際には一旦契約を解除し、翌年度に改めて契約を行うなど、実態に即した経理処理を行うよう経理業務の指導を徹底する。

以上について、さらに職員への意識改革を図るべく、ルール of 徹底や教育研修を徹底する。

(参考) 調査委員会の構成及び開催状況

○ 調査委員会の構成

- 委員長 石井逸郎（弁護士 ウェール法律事務所）
副委員長 小川和洋（公認会計士 小川和洋会計事務所）
委員 長谷川敬一（公認会計士 長谷川公認会計士事務所）

○ 調査委員会の開催状況

第1回調査委員会 平成26年8月29日

- 議題：① 「独立行政法人国際農林水産業研究センター研究費の運営・管理要領」及び「外部調査委員会の進め方」について
② 経理処理に係る調査委員会における調査方針（案）について
③ 不正経理に関する調査手順書（案）について
④ 確認調書作成に係る聴取マニュアルについて
⑤ 「関係書類・データ等の保全マニュアル」及び「保全に当たっての職員、取引業者への事前通知方法について」について

第2回調査委員会 平成26年10月10日

- 議題：① 確認調書作成に係る聴取マニュアルの変更について
② 確認調書の様式について
③ 聴取進捗状況報告と今後の進め方について

第3回調査委員会 平成26年11月26日

- 議題：① 確認調書の確認について
② 調査結果の確認について
③ 調査委員会中間報告書（素案）について

第4回調査委員会 平成27年3月23日

- 議題：① 今後の対応及び調査について

第5回調査委員会 平成27年9月2日

- 議題：① 調査状況報告及び今後の調査予定について
② 故意又は重過失の判断基準について
③ 再発防止策の取り組み状況について

第6回調査委員会 平成27年11月26日

- 議題：① 追加及び新規案件に係る調査結果（案）並びに関与認定について
② 故意又は重過失の判断について
③ 調査報告書（最終報告）（案）について